

◎新潟県告示第1356号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成27年10月23日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類

新潟都市計画区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 新潟都市計画市街化区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

新発田市五十公野の一部

(2) 新潟都市計画市街化調整区域

ア 追加する部分

新発田市五十公野の一部

イ 削除する部分

燕市次新の一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 平成27年10月23日

至 平成27年11月6日

(2) 場所

ア 新発田市豊町3丁目3番2号（〒957-8511）

新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課

イ 三条市興野1丁目13番45号（〒955-0046）

新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課

ウ 新発田市中央町5丁目2番13号（〒957-0053）

新発田市地域整備課

エ 燕市吉田西太田1934番地（〒959-0295）

燕市都市整備部都市計画課

4 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。